

# ○千葉県自転車を活用したまちづくり条例

平成29年3月21日

条例第8号

改正 令和2年12月17日条例第42号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第5条）

### 第2章 自転車を活用したまちづくり

#### 第1節 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進（第6条—第9条）

#### 第2節 自転車を利用する環境の整備（第10条）

#### 第3節 交通安全の確保等（第11条—第20条）

### 第3章 自転車を活用したまちづくりの推進体制等（第21条—第23条）

### 第4章 雑則（第24条）

### 附則

本市は、全体として平坦な地形であり、自転車を日常的に利用しやすく、また、海辺、河川、谷津田、里山などの自転車で巡る地域資源に恵まれている。

自転車は、電動アシスト車、スポーツ車等の普及によるその種類の多様化及び自転車に類似する玩具の普及により、子どもから高齢者まで、幅広い世代にとってより手軽で便利な移動手段となっている。また、スポーツやレクリエーションとしての楽しみ方が多様化するとともに、情報通信技術の自転車への活用等の技術革新が進むことにより、市民の生活様式を更に変化させる可能性がある。

本市では、従来から交通安全や自転車を利用する環境の整備を推進しているところ、環境への負荷が少なく、健康を増進し、地域の活性化に貢献し、災害時において機動的であるといった特性を持つ自転車は、その有用性が見直されつつある。

自転車は、その種類及び楽しみ方の多様化並びに様々な技術の発展とともに、今後更なる進化の可能性を秘めており、本市が成熟した都市を目指したまちづくりを進めていく上で、有効な移動手段として再認識し、様々な分野の施策において、積極的に活用すべき移動手段の一つである。

一方、自転車に起因する重大な事故、公共の場所における自転車の放置等の問題も発生しており、自転車が走行する環境の整備を推進するとともに、自転車利用者のルールへの遵守及びマナーの向上について、自転車利用者の意識の醸成に向けた一層の取組が必要である。また、歩行者、自転車利用者及び自動車等運転者が安全かつ快適に共存できるよう、互いに思いやり、理解を深め合う取組を進めることが必要である。

自転車の利用に適している本市の特徴を活かすとともに、自転車に関わる多様な主体との連携の下、市民が安全、快適かつ自発的に自転車を利用することにより、成熟した都市を目指し、本市にふさわしいまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市の自転車を活用したまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民等、自転車利用者等の責務及び役割を明らかにするとともに、これらの者の連携その他の基本的な事項を定めることにより、本市における自転車を活用したまちづくりの総合的な推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内で自転車を利用する者をいう。

(3) 自動車等運転者 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車(第13条において「自動車等」という。)を運転する者をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。

(5) 事業者 市内で事業活動を行う法人及び個人をいう。

(6) 公共交通事業者 次に掲げる事業者をいう。

ア道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者

イ鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者

ウ軌道法(大正10年法律第76号)第3条の特許を受けた事業者

(7) 自転車小売業者等 自転車の小売を業とする者(第15条第1項及び第2項並びに第20条第6項及び第7項において「自転車小売業者」という。)及び自転車の貸出しを業とする者(第15条第3項及び第20条第8項において「自転車貸出業者」という。)をいう。

(8) 学校 市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。

(9) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。

(10) 自転車保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害をてん補するための保険又は共済をいう。

(令和2条例42・一部改正)

(基本理念)

第3条 自転車を活用したまちづくりは、市、市民等、事業者等が、自転車が手軽で便利な移動手段であり、環境への負荷の低減、健康の増進及び地域の活性化に貢献し、災害時において機動的である等の様々な特性と、まちづく

りへの活用や市民等の生活様式を変化させる可能性（以下「自転車の特性等」という。）を有することを十分に理解するとともに、歩行者、自転車利用者及び自動車等運転者が安全かつ快適に共存できるよう互いに思いやり、理解を深め合いながら、多様な主体との連携の下、安全、快適かつ自発的な自転車の活用を推進し、将来にわたり成熟した都市にふさわしいまちづくりを目指すことを基本理念として行うものとする。

（市の責務）

第4条 市は、自転車を活用したまちづくりに関する計画を策定し、及び施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、自転車の利用の促進及び安全利用に関する周知、啓発、教育、指導等を実施するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自転車を活用したまちづくりについての理解及び関心を深めるとともに、自転車の利用の促進及び安全利用に関する取組に自ら参画するよう努めるものとする。

## 第2章 自転車を活用したまちづくり

### 第1節 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進

（自転車を活用した施策の推進）

第6条 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車の特性等を活用した交通、環境、健康、スポーツ、レクリエーション、観光等に関する様々な施策を総合的に推進するものとする。

（自転車の特性等の周知及び啓発）

第7条 市は、市民及び事業者に対し、自転車の特性等を踏まえた有効な自転車の利用に関する周知及び啓発を行うものとする。

2 自転車小売業者等は、自転車の特性等を理解し、自転車の販売、点検又は整備をするときは、その顧客に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発

を行うよう努めるものとする。

- 3 学校（幼稚園を除く。）及び専修学校等（学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、自転車の特性等を理解し、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発を行うよう努めるものとする。
- 4 未成年者を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、自転車の特性等を理解し、当該未成年者に対し、自転車の特性等に関する教育を行うよう努めるものとする。
- 5 事業者は、自転車の特性等を理解し、その従業員に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

（市民等による自転車利用の推進）

第8条 市民等は、自転車の特性等を理解し、有効な自転車の利用に努めるものとする。

（事業者による自転車利用の推進と促進）

第9条 事業者は、自転車の特性等を理解し、事業活動における自転車の利用の推進及び従業員の通勤時等における有効な自転車の利用の促進に努めるものとする。

- 2 公共交通事業者は、公共交通機関と自転車とが、有機的及び効果的に連携することができるよう努めるものとする。

## 第2節 自転車を利用する環境の整備

第10条 市は、自転車の種類及び利用目的の多様化並びに社会環境の変化に対応し、国その他の関係者と連携して安全かつ快適な自転車が走行する環境の整備を推進するとともに、事業者と連携して自転車の駐車のための施設（以下「自転車駐車場」という。）の設置を進めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、自転車を利用する環境の整備について千葉県その他の関係者と連携し、自転車の利便性向上に係る環境の整備に努め

るものとする。

- 3 公共交通事業者は、公共交通機関を利用する自転車利用者のために必要な自転車駐車場の設置に積極的に努めるものとする。

### 第3節 交通安全の確保等

(市民等に対する自転車交通安全教育)

- 第11条 市は、国、千葉県、関係団体等と連携し、市民等に対し、自転車を安全かつ適正に利用するための周知、啓発及び教育を行うものとする。

(自転車利用者の遵守事項)

- 第12条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令、条例等を遵守するとともに、歩行者の安全を確保し、及び他の車両等の交通を妨げないように、十分な配慮に努めるものとする。

- 2 自転車利用者は、次に掲げる事項を励行することにより、自転車に起因する事故及び盗難等の被害の防止等に関する意識を高めるとともに、自転車の安全な利用に努めるものとする。

(1) 自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備すること。

(2) 自転車に灯火を備え付けるとともに、当該自転車の両側面に反射器材を備え付けること。

(3) 乗車用ヘルメットを着用すること。

(4) 自転車の盗難を防止するための施錠、ひったくりを防止するための措置等の防犯対策を徹底すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

(自動車等運転者の遵守事項)

- 第13条 自動車等運転者は、道路交通法その他の自動車等の利用に関する法令、条例等を遵守するとともに、車道を通行する自転車の安全に十分配慮した自動車等の運転に努めるものとする。

2 自動車等運転者は、追越し等のため自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。

3 自動車等運転者は、車道に自転車が走行する環境が整備された道路においては、みだりに自動車等の停車又は駐車を行わないよう努めるものとする。

(歩行者の遵守事項)

第14条 歩行者は、自らも道路交通法の適用を受けることを十分理解した上で、同法その他の法令、条例等を遵守するとともに、歩道等を安全に通行するよう努めるものとする。

(自転車小売業者等の役割)

第15条 自転車小売業者は、自転車の販売、点検又は整備をするときは、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用方法並びに自転車の定期的な点検及び整備の必要性について周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、道路において利用する自転車を販売するときは、当該自転車に灯火及び両側面に反射器材を備え付けること等により、自転車が安全で適正に利用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 自転車貸出業者は、道路において利用する自転車を貸し出すときは、当該自転車に灯火及び両側面に反射器材を備え付けること等により、自転車が安全で適正に利用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者等の役割)

第16条 保護者は、その保護する未成年者に対し、事故を未然に防ぐため、自転車の適正な利用方法を説明し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、自転車の利用において、その保護する未成年者の模範となるよう努めるものとする。

3 保護者は、その保護する未成年者である幼児、児童又は生徒が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他の自転車の利用に係る交通事故の被

害の軽減を図るための器具を着用させるよう努めるものとする。

- 4 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットその他の自転車の利用に係る交通事故の被害の軽減を図るための器具を着用させるとともに、自転車の安全利用に関する助言をするよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第17条 学校(大学を除く。)の長は、当該学校における教育活動として、その児童又は生徒に対し、心身の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

- 2 小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒の自転車を利用して通学することを認めるときは、当該児童又は生徒に対し、必要な教育及び指導を行うよう努めるものとする。

- 3 大学及び専修学校等の長は、その生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第18条 事業者は、事業活動又は通勤で自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行い、自転車を利用した通勤のために自転車駐車を確保し、及び自転車の適正な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、その所有する施設において自転車の駐車需要を生じさせる場合は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の確保に努めるものとする。

(関係団体の役割)

第19条 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

(自転車保険等への加入等)

第20条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者の自転車保険等への加入が当該自



転車利用者以外の者によりなされているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入しなければならない。ただし、当該未成年者の自転車保険等への加入が当該保護者以外の者によりなされているときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入しなければならない。
- 4 事業者は、通勤で自転車を利用する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 5 事業者は、前項の規定による確認により、当該従業員が自転車保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（次項において「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 7 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 8 自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の利用に係る自転車保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸出業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 9 学校及び専修学校等の長は、児童、生徒、学生及びその保護者に対し、自転車保険等への加入に関する啓発を行うよう努めるものとする。
- 10 市、関係団体及び自転車小売業者等は、自転車利用者に対し、自転車に起因する事故がもたらす被害等の情報について周知を図り、自転車保険等に加入するよう啓発を行うとともに、自転車保険等に加入しようとする者の利

便に資するため、相互の連携及び協力の下に、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(令和2条例42・一部改正)

### 第3章 自転車を活用したまちづくりの推進体制等

(自転車を活用したまちづくり推進の組織等)

第21条 自転車に関わる全ての者は、この条例の目的を達成するため、それぞれの役割を相互に補完し、及び連携するよう努めるものとする。

2 市は、自転車を活用したまちづくりを推進するため、市民等、事業者等と連携し、自転車に関わる者による、柔軟かつ弾力的に対応し得る組織を構築するものとする。

(自転車を活用したまちづくり推進のための人材育成等)

第22条 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車を活用したまちづくりを推進する人材の育成を行うものとする。

2 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車を活用したまちづくりを推進する市民団体、事業者等に対し、自転車に関する施策に係る情報提供その他の支援等を行うものとする。

(表彰)

第23条 市長は、自転車を活用したまちづくりの推進に貢献した者を表彰することができる。

### 第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月17日条例第42号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。